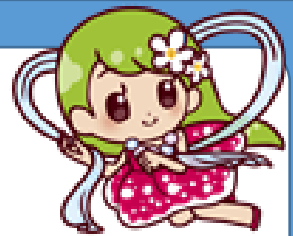




湯梨浜町結婚新生活 支援事業補助金



1 補助の概要

■夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で世帯所得が400万円未満の新規婚姻世帯が町内に住宅を新築又は購入する場合にその費用の一部を助成します。

※住宅の工事又は購入に係る契約を締結する前に、補助対象であるかの事前審査を受けてください。

2 申請ができる方

■夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満(世帯年収540万円未満)の新規婚姻世帯

※新規婚姻世帯：申請日の属する年の1月1日以降に婚姻した世帯

3 補助の対象

■婚姻に伴う住宅の新築又は購入(30万円以上のもの)

※居住に要する部分のみ

4 補助金額

次の表で計算した額と30万円のいずれか高い額。

区 分	補助率	補助上限額
住宅新築又は住宅購入	5/100	65万円
中山間地域に新築又は購入	6/100	75万円
町土地開発公社分譲地に新築	10/100	115万円

※1,000円未満切り捨て

5 補助の要件等

■補助金の交付を受けてから、5年以上当該物件に居住すること。

■市町村税の滞納が無いこと。

■土地と対象住宅の所有者が異なる場合は、新築等及び定住について土地所有者が同意していること。

※事前審査及び申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※住宅の工事又は購入に係る契約を締結する前に、事前審査申込書を役場企画課に提出してください。

※補助対象事業完了後1箇月以内又は令和4年2月21日のいずれか早い日までに交付申請書を役場企画課に提出してください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場企画課 まちづくり推進係 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1

[電話] 0858-35-5311 [電子メール] ykikaku@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

○事前審査

- 湯梨浜町結婚新生活支援事業補助金交付申請事前審査申込書(様式第1号)
- 湯梨浜町結婚新生活支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- 補助対象経費の内訳が記載された売買契約書、工事請負契約書等の写し
- 夫婦の生年月日及び住所がわかるものの写し
- 夫婦の所得がわかるものの写し
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- 位置図、平面図及び立面図
- 補助対象事業着手前の現場写真
- その他町長が必要と認める書類

○補助申請

- 湯梨浜町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第3号)
- 湯梨浜町結婚新生活支援事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- 補助対象経費の内訳が記載された売買契約書、工事請負契約書等の写し
- 補助対象事業に係る領収書の写し
- 戸籍の謄本
- 住民票の謄本
- 所得証明書
- 市町村税の納税証明書
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- 位置図、平面図及び立面図
- 補助対象事業の成果が確認できる写真
- 対象住宅及び土地の登記事項証明書及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書(様式第4号)
- 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- その他町長が必要と認める書類